

經濟論叢

第137卷 第2号

-
- 新興コンツェルンと企業グループ……………下 谷 政 弘 1
- 19世紀末イギリスにおける
高齢者の労働と生活……………武 田 宏 30
- 戦後フランスの「国有化」政策をめぐる
一考察……………北 島 健 一 49
- インフレーションによる
労賃収奪について……………金 谷 義 弘 68
- 書 評
- 松村文武著
『現代アメリカ国際収支の研究』……………板 木 雅 彦 86

経済学会記事

昭和61年2月

京 都 大 学 經 濟 學 會

戦後フランスの「国有化」政策を めぐる一考察

——石炭産業を素材に——

北 島 健 一

はじめに

周知のように、フランスでは、第二次大戦直後の戦後改革期において、一連の「国有化」政策が新しい政治的・社会的状況のもとに実施された。60年代末より始まる「経済危機」、その状況下におけるフランス連合政府の経済政策を巡る議論の中で、「国有化」政策が大きな位置を占めたこともあって、この戦後改革期の「国有化」政策は、近年、フランスにおいて実証的歴史的研究の祖上にのぼり始めた¹⁾。

わが国においても、「経済危機」の状況下で、新しい内容をもった経済政策の必要性についての認識が深まるにつれ、フランスの戦後改革期の「国有化」政策が、かかる問題意識からとりあげられ始めている²⁾。小論の目的も、同様の問題意識にたって、石炭産業を素材に戦後フランスの「国有化」政策に考察を加えることにある。

I 「国有化」政策の概観

広田功氏が指摘されるように、戦後改革期の「国有化」政策は、その思想史

- 1) 広田功、フランス現代資本主義研究の最近の動向、社会経済史学会編「社会経済史学の課題と展望」昭和59年を参照。
- 2) 玉村博巳「フランス企業と国有化問題」、昭和54年。安部誠治、戦後フランスにおける企業国有化にかんする一考察、「大阪市大論集」第37号、昭和56年4月。また、かかる視角からではないが、次の論稿もあげておく。原輝史、戦後フランスにおける企業の国有化、遠藤輝明編「國家と経済」昭和57年。

的起源を第一次大戦直後の労働組合運動の政策構想に求めうる³⁾。しかし、解放後に現実に実施された「国有化」政策の基本理念こそが、直接の起源をなすものと思われ、それは諸政党・労働組合・諸抵抗団体からなる『全国抵抗評議会』(CNR)によって可決された、1944年3月のCNR綱領によって与えられたことは疑いない。この綱領の第2部は、フランスの解放にむけて実施されるべき諸改革を定めている⁴⁾。そこに経済改革の一環として、「計画化」、労働者の経営参加と並んで「国有化」政策が見い出される。「共同労働の成果でありながら独占されている大生産手段、諸エネルギー資源、地下資源、保険会社および大銀行の国民の手中への復帰。」

この規定はきわめて一般的、かつ、抽象的なものであるが、かかる抽象性は、CNRに参加した諸党派の多様性を示すと同時に、解放後の「国有化」政策の内容にその時々、の政治的力関係を反映させる可能性をも示唆しているといえよう。

そこで、解放後にCNR綱領の具体的実施を担った3党——1945年10月の議会選挙において全議席の8割を占めた、共産党、社会党、人民共和運動(MRP)——の「国有化」論をみておけば、以下のような特徴をあげることができる。

社共両党のそれは、1945年2月に締結された共同綱領によれば何よりもまず、所有と経営からの私的資本の排除にあり、経営面では、議会のコントロール下におかれており、かつ勤労者・技術者・一般の利益(各省・県会・市会)の代表者が担う経営に、所有面では、旧平均配当の付く終身証券(所有者の死後10年間はその子供にも保障)の形態での補償に、その特徴がある⁵⁾。他方、MRPの「国有化」論は、原輝光氏によれば、「企業国有化は、本質的には国家による管理組織の奪取に存し」(MRP, *La nationalisation*, 1946)と述べられてい

3) 広田功、戦間期フランス労働運動とディリジスム、遠藤輝明編、前掲書。

4) *Les institutions de la IV^e république, Document d'études, n° 10, 1970.*

5) *Parti socialiste, 37^e congrès national (1945. 8. 11-15), Rapports, pp. 66-69.*

るように、その力点を、管理主体としての国家におくものであった⁶⁾。

具体的な管理様式、補償方法についての MRP の議論は不明であるが、ここでは、社共と MRP のどちらもが「国有化」という形態には推進という立場をとっていたこと、にもかかわらず、両者には管理の問題について重要な見解の相異を生み出しうる理念上の差異が存在していたこと、この2点に注目しておきたい。

ところで、「国有化」政策は、1944年12月から1946年5月にかけて、ルノー自動車工場、航空事業、四大預金銀行、エネルギー産業等へと漸次に拡大されていった。この期間は、政府権力によって3時期に区分されうる。1945年11月までのドゴール臨時政府の時期（第1期）、1946年1月までのドゴールを臨時政府首相におく憲法制定議会の時期（第2期）、そして、それ以後のドゴールの辞任に端を発する社会党グリーンを首相に据えた憲法制定議会の時期（第3期）。

前述の原輝光氏は解放後の「国有化」を、「国有化」された企業の経営管理への国民の参加度を基準にして分類され、次の3類型に区別された。「サンディカリスト型国有化」、「オートノミスト型国有化」、および「エタティスト型国有化」⁷⁾。今、この3類型に分類された「国有化」企業を、先の3時期に対応させるとかなりの対応関係が見い出される。すなわち、第1期には「エタティスト型国有化」が、第2期には「オートノミスト型国有化」が、第3期には「サンディカリスト型国有化」が集中しているのが認められる。

もちろん、そこには、保険34会社のように第3期に実施されながらも「オートノミスト型国有化」に分類されている、という例外は存在している。しかし、一般的な対応関係をそこに見い出せるのであり、このことから、各産業の社会的分業体系に占める位置の相異という要因の働きもさることながら、解放後の「国有化」政策が CNR 綱領によって大枠を定められながらも、実際にはその

6) 原輝史, フランス戦後国有化研究基礎史料, 「早稲田商学」第282号, 昭和55年。

7) 原輝史, 戦後フランスにおける企業の国有化, 前掲論文。

時々の政治的力関係の変化によって影響されたことが推測されよう。

その影響がどのように現われたか、すなわち、「国有化」において何が対決点となっていたかを知るには、各時期の「国有化」の事例を比較することによって可能となろうが、ここでは、一産業、石炭産業の「国有化」の時系列の変化を追うことによってこの問題を検討してみたい。というのも、政治的には、フランスは、1947年5月に共産党の閣外追放という事態を迎え、一大転換をなしとげるから、当問題がより鮮明になると考えるからである。

石炭産業「国有化」法案は、1946年3月27日政府案として議会に提出され、委員会での審議を経て翌月26日に議会で可決された。この政府案と委員会報告は、石炭産業の「国有化」の必要性を、1. 合理的なエネルギー資源の利用の必要性、2. 私的所有下での設備投資の手控え、以上の2点から導いている⁸⁾。

「国有化」された諸企業は、各炭田ごとに HB (Houillères de bassin) という地方機関に整理・統合され、そしてそれとは別に、CDF (Charbonnages de France) という中央機関が設置された。HB と CDF の関連は、HB が現場で採掘・販売をし、CDF が各 HB の自治権を侵すことなくその活動を統一的に調整・管理するという関係にある (国有化法第3, 4条)⁹⁾。集中と分権による合理的管理、少なくとも立法者にとっては、それを念頭においていたものと思われる。

経営は、両機関ともに理事会に委ねられる。CDF の場合は、国家代表6名 (関連大臣が提案)、消費者代表6名、従業員代表6名 (労働組合が提案)、以上の18名が閣議で任命され理事会を構成し、HB の場合は、CDF 代表6名、消費者・利用者代表6名、従業員代表7名、以上19名 (国有化法第21, 22条)。CNR 綱領に掲げられていた労働者の経営参加が、労働組合の提案権を通じて、また理事会内の構成比を通じて実質的に権限を持ちうるように具体化されてい

8) J. O., *Documents de l'Assemblée nationale constituante (élu le 21 octobre 1945)*, Annexe N° 779 (séance du 27 mars 1946) et N° 945 (séance du 9 avril 1946).

9) Loi n° 46-1072 du 17 mai 1946 relative à la nationalisation des combustibles minéraux, J. O., *Lois et décret*, 18 mai 1946, pp. 4272-4276.

る。ここに、前述の第3期の「国有化」政策の特徴がある。

補償問題については、株式を基準にし、譲渡可能で固定利子・変動利子付きの CDF 債券でなされることとなった（国有化法第12, 15条）。

この「国有化」がなされた第3期は、執行権の優位を要求するドゴールが辞任し、立法機関を制する3党が連合政権を構成した時期であった。前述の社共両党の「国有化」案と実際の法文を比較して気づくのは、管理形態における一致と、補償方式の不一致である。MRP 左派に連繫するキリスト教系労働組合 CFTC は、補償の基準を各資産に置き「正当な」補償を要求していた¹⁰⁾。従って、すでにこの国有化法自体妥協の産物であった。

さて、5月17日の国有化法公布以後、政府・理事会・労働組合の連係のもとに、炭鉱労働者に対して、採用・解雇・昇進・報酬条件などについての様々な特典が与えられてゆく¹¹⁾。一論者の「3者経営のシステムは、国有産業の経営において労働組合が与えられた法的・現実的役割によって、ただ労働者の地位を支えるために仕えただけであった」¹²⁾との指摘は、その評価の妥当性を問わないにしろ、かかる労働者の保護措置において理事会の果たした役割の重要性を示唆していて興味深い。

しかし、「国有産業の改革」は早くも国有化法公布後3ヶ月を待たずして始まる。この「改革」は、1946年6月の新たな立憲議会選出のための選挙によって発足した MRP 主導の政権、1947年5月の共産党閣外追放などといった一連の政治的力関係の変化を反映したものである。かかる「改革」は、一方では理事会における労働者の経営参加の形骸化、他方では「国有」企業に対する統制の整備という方向をとった。

10) *Rapport sur les nationalisations*, présenté au 21^e congrès national de la CFTC, 15-18 septembre 1945, pp. 25-26. また、「固定された利子率を越えた補償を生み出す手段は、人民共和派が提案した法案にその起源をもっていた」との指摘もある。Maurice Byé, *Nationalization in France*, in Einandi・Byé・Rossi, *Nationalization in France and Italy*, 1955, p. 121.

11) René Gendarme, *L'expérience française de la nationalisation industrielle et ses enseignements économiques*, 1950, pp. 101-102, pp. 136-137.

12) Maurice Byé, *op. cit.*, p. 144.

理事会の変質過程は、1946年8月に始まる。すなわち、CDFの理事会を構成する消費者代表に席を占めていた労働総同盟の3人が、政府決定によって解任されたのである。以後も翌年4月までに、次々とHBの理事が代えられてゆき、1948年秋にさらにCDFの理事会から労働総同盟の理事が政府決定によって解任を受け、この時点で、CDFの理事会の半数以上を国家官僚が占めることになった。1953年5月の政府決定は、理事会に政府任命の「有識者」を導入し、かかる状況を制度的に固定化する¹³⁾。

以上の過程と平行して、「国有」企業に対する様々な統制機構も整備をみる。1948年の公企業会計検査委員会、投資委員会の設置。さらには、1953年の監査委員会設置に基づき、「国有」企業の理事会決定に対する拒否権がその委員長に付与された。この拒否権は、理事会の構成変化よりもなお根本的な変化を生み出した、と評価されているものである¹⁴⁾。

かくして、戦後改革期の石炭産業「国有化」は、当時の政治的力関係を反映して当初は民主主義的管理機構を内包していたが、その後の政治的力関係の変化は、何よりもその形骸化という形で現われた。そして、その形骸化は表裏の関係として官僚機構の拡大化を伴っている。しかも、この官僚機構の拡大化は、「国有化」された企業内にとどまらず、その外部での活動領域を新たに生み出しつつ行なわれたのである。

かかる問題は、必然的に、戦後改革期における官僚機構の改革の問題に関心を向けさせる。また、これまでの素描ではあたかも解放後の特殊な政治状況が、自立的に「国有化」政策を誕生させたかのような印象を与える¹⁵⁾。しかし、この時期の「国有化」に何らかの経済的必然性は見い出せないのであろうか。次節ではまず、後者の問題点にかかわって、「国有化」前後の石炭産業を概観す

13) *Ibid.*, pp. 101-103.

14) *Ibid.*, pp. 112-115. W. A. Robson, *Nationalized industries in Britain and France*, in W. A. Robson (ed.), *Problems of nationalized industry*, 1952, pp. 269-270.

15) このような政治に力点をおく研究として、例えば、H. Ségre, *Les entreprises publiques*, 1975. をあげておく。

ることから始めよう。

II 「国有化」前後の石炭産業

戦前のフランス経済において石炭は重要な位置を占めている。両大戦間期には、国内の1次エネルギー消費のおよそ80%は石炭で賄われた。その頃、石油も台頭してくるが、その本格的な展開は第二次大戦後それも特に60年代に入ってからである。しかも、石炭は第二次大戦後も絶対量をとれば重要な位置を占め続ける。

そこで両大戦間期の石炭の消費構成をみておこう(第1表)。製鉄業、諸工業、鉄道、そして家庭用の消費が大きな比重を占めている。表にみられる1933年以後の製鉄業、鉄道、諸工業などの消費減退は、それ以前に始まる恐慌による生産縮小を主たる要因とするものであることは言うまでもない。また、これと対照的に家庭用消費は恐慌の影響を受けていない。ここでは石炭が原燃料として、生産、交通また国民生活にとって重要な国民資源となっていることが確認されよう。

第1表 戦前の石炭消費構成

(単位: 百万トン)

	1913	1928	1930	1933	1934	内輸入分	1935
鉱山	5.1	6	6.5	5.2	5.2		5
製鉄業	12.5	17.4	17.5	10.7	10.4	6.5	9.9
鉄道	9.1	11.7	13	10.5	10.2	3.5	9.2
ガス	4.7	4.6	4.8	4.3	4.1	1.8	4.1
電力	3.2	4.4	5	4.5	4.7	0.6	4.8
船舶用	1.7	2.4	3	1.3	1	1	1
家庭用	12	15	15.4	16.5	16.5	4.6	16.5
諸工業	16.4	17.9	21.2	19	18.9	6.6	17.3
計	64.7	79.4	86.4	72	71	24.6	67.8

(注) 1913年の数字には、アルザス・ロレーヌを含ませず。

1935年の数字は予想。

(出所) *Rapport d'enquête sur le marché charbonnier, 1937, p. 356.*

第2表 戦前の石炭供給構成

	国内生産(A)	輸入(B)	消費(C)	A/C×100 (%)	B/C×100 (%)
1920	25.3	32.5	57.1	44.3	56.9
1922	31.9	32.2	61.9	51.5	52.0
1924	45.0	34.8	76.5	58.8	45.5
1926	52.5	29.1	79.3	66.2	36.7
1928	52.4	30.0	79.7	65.7	37.6
1930	55.1	36.4	86.5	63.7	42.0
1932	47.3	25.5	71.2	66.4	35.8
1934	48.7	24.5	71.1	68.5	34.5
1936	46.2	22.9	70.0	66.0	32.7
1938	47.5	22.7	67.7	70.2	33.5

(注) (A)(B)(C)の単位は100万トン。

(A)+(B)=(C)となっていないのは、輸出分およびストック分が存在するため。

(出所) I. N. S. E. E. *Annuaire statistique de la France*, 1966, p. 229 より作成。

しかし、かかる消費も国内生産だけでは充足されなかった。輸入先は主としてイギリス・ドイツであり、1926年以後輸入量の国内消費に占める割合は、ほぼ $\frac{1}{2}$ にも達している(第2表)。こうして戦前のフランスは、アメリカ・イギリス・ドイツ・ソ連邦・インドに次ぐ石炭産出国でありながらも、また世界で最大の輸入国でもあった。

続いて、石炭産業における企業集中度をみておきたい。1935年の数値であるが、上位8社で国内総生産の50%を占め、上位15社をとればその比率は75%にまで達している。なお、この時点での企業数は約112社であった。1930年には上位8社で50.5%、上位16社で76.4%の比率を占めていたから、ほぼ恐慌期といってよいこの期間、石炭産業はその高い企業集中度という構造を変えていないことになる¹⁶⁾。この企業集中度の高さは、同じく第二次大戦後に「国有化」をみたイギリス石炭産業に比較すると顕著である。

さて、以上を念頭におきつつ、石炭産業における資本蓄積を恐慌とのかかわ

16) 1935年の数値は、*Rapports d'enquête sur le marché charbonnier*, 1937 pp. 12-14. 1930年の数値は、Robert Lafitte-Laplace, *L'économie charbonnière de la France*, 1933, p. 204.

りで概観してみよう。

1920年から1926年まで石炭生産量は著しい拡大過程をたどったが、29・30年の例外的増大（その原因は主として厳冬にある）を除き、その後は若干低下し、38年までその水準のまま停滞している（前掲第2表）。1927年頃始まる市場問題の悪化、また国際競争の強まり（安価なイギリス炭の輸入増）の中で、31年、政府は輸入炭に対する割当制を導入し国内炭を保護する措置をとった。また、石炭会社の側でも販売協定を結ぶ。1932年4月の協定は、国内を5つの販売ゾーンに分割し、その各々における販売量を3グループ化された各生産者に割り振った。

それでも、石炭販売価格は低下を続けた。かかる中で、費用削減の必要性から生産性の上昇が追求されたが、これは専ら、労働力のより「合理的」な編成替え（解雇を含む）による労賃の圧縮を通じた生産性の増大という形をとった。そのせいもあって、1931年から1936年頃まで利益はかなり落ち込むものの赤字は免れている¹⁷⁾。従って、先に述べた販売協定は、それによって競争を排除できず常に過剰生産への傾向を生み出しつつ石炭価格を低落させていったと考えられる。しかし、こうして利潤率は低下するけれども、損失にまで発展することではなく、かかる意味において、この販売協定はその役割を果たしたように思われる。

この恐慌下における石炭会社のかかる競争と一定の協調は、技術革新による超過利潤の獲得への動因を弱める方向に作用したと考えられる。さらに、石炭産業における固定資本投資の比重の高さも、恐慌期において技術革新投資への動因を鈍らせる方向に作用したであろう。戦後の「国有化」の際に問題となった炭鉱諸設備機械の老朽化が、以上のような技術革新への動因の弱まりを、少なくとも一つの背景としていることは間違いないように思われる。なお、戦時

17) 以上の記述は、*Rapport d'enquête sur le marché charbonnier, ibid.* 及び Odette Hardy-Hemery, "Rationalisation technique et rationalisation du travail à la Compagnie des Mines d'Ainzin", *Le mouvement social*, N° 72, 1970 juillet-septembre. に負っている。

中(1939年9月—1944年8月)、石炭生産はやや増大するが、それはこの時期の労働者数の増大によるもので、生産性は低下している¹⁸⁾。対独協力に対する炭鉱労働者の抵抗(生産サボタージュ)の影響が大きかった。

石炭会社の中でも大企業に分類される、アンザン(Compagnie des Mines d'Anzin)における、1928年—1930年に本格化する合理化を研究した1論文は、当時の技術革新が2つの基準(「低い投資額と生産費の削減」)に基づいてなされていたことを指摘しつつも、次のように結論している。「この企業(アンザン—引用者)のボキャブラリーにおいて、合理化という単語は、ほぼ『労働組織』という表現の同義語であるように思われる。みてきたように、主として合理化は技術的改善にはなく、労働者の最高の能率にかかわっている。」¹⁹⁾この指摘は、恐慌期における労働生産性の発展の様式を示して興味深い。

さて、解放後の石炭不足は深刻であった。イギリス、ドイツでの生産低下が輸入国フランスに及ぼした影響はもちろん、国内生産もまた大きく落ち込み、解放直後の石炭利用可能量では戦前の消費の40%弱しか賄えなくなっていた。当時言われていた「石炭危機」は、戦後フランス経済の再建にとって不可欠な基礎エネルギー源であった石炭の、かかる深刻な不足状況を反映している。

当時、国内生産の回復・増大にとって問題点とみなされていたのは、次の3点である。1. 坑内労働者の減少(1943年163,490人, 1944年171,300人, 1945年4月140,530人), 2. 欠勤の増大(1938年9.5%, 1943年17.8%, 1945年4月23%), 3. 時間当たり生産性の減少(1940年167 kg, 1945年4月110 kg)²⁰⁾。その後、労働者数は1946年末には211,189人に至るまで膨張し、労働条件の改善もみられた。労働組合の生産増強闘争もあって、ともかくも石炭生産は急速な回復を遂げ、「国有化」以前には1938年の水準を回復する。

しかし、生産手段の更新は国内外の妨害もあって進まず、生産性の回復は遅

18) *La crise charbonnière*, Exposé du ministre de la production industrielle fait le 25 juin 1945, p. 10.

19) Odette Hardy-Hemery, *op. cit.*, p. 16.

20) *La crise charbonnière*, *op. cit.*, p. 10.

れた。「国有化」が提起されたのはかかる状況下であり、国有化法の動機説明に示されているように、石炭産業の設備投資の問題が生産増大の一つのネックになっていたのは疑いない。

「国有化」後の石炭生産は、1947年、1948年と賃上げ要求を中心としたストライキのために減少をみるが、その後は生産量・生産性ともに着実に増大してゆく（第3表）。そして、この期間の労働者数は顕著に減少し、1946年—1952年の7年間で、坑内労働者数は約4万人も整理されているのである。と同時に1944年以後、炭鉱労働者のストライキも減少し、総労働日数に占めるストライキによる損失日数は、47年の5.93%、48年の8.33%から、49年には0.36%、50年には0.12%へと取るに足らないまでに低下するのである²¹⁾。

第3表 「国有化」後の生産量、生産性

	1938	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952
生産量 (百万トン)	47.6	49.3	47.3	45.1	53.0	52.5	55.0	57.4
坑内生産性 (ポスト当りのkg)	1,227	935	959	970	1,095	1,203	1,310	1,362

(注) 数字には国有化されていない鉱山も含まれている。

(出所) I. N. S. E. E., *Annuaire statistique de la France*, 1966, p. 229. CDF, *Rapport de Gestion*, Exercice 1947 et 1949. Maurice Byé, *op. cit.*, p. 156 より作成。

そこで、かかる「合理化」を可能にした石炭産業への投資を性質別に分類したのが第4表であるが、1948年以降投資額が激増しているのが明らかである。特に、長期事業すなわち近代化事業と石炭工業に投資が集中されてゆく傾向、それと対照的に住宅・福祉事業への投資が犠牲にされてゆく傾向が明らかである。

そしてこの投資の資金源についてみると、1947年—1952年の投資累計の内、63%が公的資金である近代化・装備基金(FME)——アメリカの見返資金と国庫拠出金からなる——によって供給されていたことが注目される²²⁾。そしてこ

21) Charbonnages de France, *Rapport de gestion*, Exercice 1949.

22) Maurice Byé, *op. cit.*, p. 142.

第4表 「国有化」後の石炭産業への投資

(単位) 100万新フラン

	1946-47	1948	1949	1950	1951	1952
住宅、福祉事業	104	133	77	33	21	38
長期事業 (近代化事業)	57	126	249	203	200	293
中期事業 (設備・機械の更新)	101	118	137	133	135	166
石炭工業 (集積, 電力, コークス, 化学)	72	117	191	257	300	389
計	334	494	654	626	656	886
累 計	334	828	1,482	2,108	2,764	3,650

(注) 付加価値税をひいた数字。

(出所) Michel Toromanoff, *Le drame des houillères*, 1969, p. 37. なお, 事業の名称は, CDF, Rapport に拠って, わかりやすいように変えた。

の FME に, その他政府系金融機関からの借入も含めれば, これら公的資金の比重はさらに高くなると推定される。

この点にかかわって, さらに投資資金源別の比重の推移をみてみよう。まず 1947年において, 投資資金は自己金融と短期・長期資金借入によって賄なわれていた。しかし, かかる調達には旧株主の CDF 債権への利子償還などとともに原価に圧迫を加えた結果, 石炭の原価は政府が定める販売価格を上回り, CDF は大幅な赤字を計上していた。しかも, この赤字は国の補助金によっても埋め合わされなかったのである²³⁾。かかる事情が, CDF の投資政策に制約を課したことは言うまでもない。1949年には CDF が黒字に転ずるのであるが, 前年度より始まっていた FME からの借入は, この年, 投資総額の87%を占めるまでになる²⁴⁾。その後, この比重は低下し1951年には48%になり, 代わって自己資金が比重を高めてゆく。このように, CDF の投資政策において FME という公的資金が果たした決定的な役割は明らかである。

「国有化」後の石炭産業は, 生産量・生産性をみる限り順調な回復を遂げ, その意味において「国有化」政策は「石炭危機」を解消し, フランス経済の戦

23) Charbonnages de France, *Rapport de gestion*, Exercice 1947.24) *Ibid.*, Exercice 1949.

後復興において大きな役割を果たした。しかし、その過程において公的資金は不可欠の位置を占め、まずもってその大量の動員による大規模な設備投資、次いでそれに伴う「合理化」が可能となって始めて「石炭危機」が解消されたと言えよう。このことは、「国有化」が少なくともその発生過程において、公的資金と密接に結びつかざるを得ないことを示している。

かくして、「国有化」政策という国家の経済的介入は、公的資金の導入という具体的な形態によって把握されなければならないのである。とすれば、この「国有化」政策と「国有化」以前の石炭産業における資本蓄積との関連が問われなければならない。

ところで、かかる公的資金の大量の導入によって可能となった「石炭危機」の克服は、前節で述べた、「国有化」された企業内において民主主義的管理機構が形骸化し、官僚機構が拡大化してゆく過程と軌を一にしている。そこで節を改めて、戦後改革期における官僚機構の問題、及び「国有化」政策の経済的要因の問題について検討してみよう。

III 「国有化」政策をめぐる諸問題

前述の CNR 綱領は、政治諸制度の改革よりも経済・社会諸制度の改革に重点をおいたものとされているが、確かに、この綱領では行政機構の改革については対独協力者の行政からの追放にしか触れていない²⁵⁾。そして、この公職追放は、そのみでは必ずしも官僚機構の民主化を意味するものではないであろう。

しかし、この公職追放でさえ、戦後改革期においては充分になされなかった。この時期の国家機構の問題を研究したスコットによれば、CNR（特に共産党）と並びかつ対立する戦後改革の立役者、ドゴールは、解放以前の1943年2月よりすでに解放後の行政機構の立て直しを準備していた。すなわち、解放後の県知事および州知事の人選がすすめられ、彼らの多くが旧来の行政職から選抜さ

25) Les institutions de la IV^e républicain, *op. cit.*

れたのである。そして、解放前に早くも配置され司法権を与えられていたために、解放後の公職追放の過程において、これら地方行政機構の長はそれを遅らせ緩和するうえで決定的な役割を果たしたのであった。また、中央行政機構においてもそれ以上に公職追放は緩和され、それは特に大蔵省において顕著であったことが指摘されている²⁶⁾。

こうして大部分ではないにせよ一面で温存された官僚機構による否定的側面は、石炭産業の場合、例えば次のような形で現われている。すなわち、解放直後の「石炭危機」は前述したところであるが、経営者層はこの原因を炭鉱労働者の怠慢に求めるキャンペーンをはっていた。しかし、この背景には石炭割当局による恣意的な石炭ストックの配分操作があったことは、当時の交通網の回復状態からしてほぼ明らかなことであった²⁷⁾。

戦後改革において、行政機構は一定の改革を受け入れたけれども、公職追放の不十分もあってその民主化は不徹底であったとスコットは言う²⁸⁾。しかし、むしろ立法機関を制する3党による連合政権以前に、ドゴールによって逸早く官僚機構は立て直され、それをいわば前提として連合政権による「国有化」政策が展開されたと言った方がより適切であろう。

しかし、スコットの研究は、政治的危機を一つのテコとして官僚機構が、一方では旧来の機構を引き継ぎつつも、他方では大蔵省を軸点に再編されることを重視しており参考となる。スコットは、この再編が「国有化」企業や計画行政を巻き込む過程については触れていないが、戦後の国家の経済的介入の特徴を官僚機構の側面から適確に把握したものと言えるであろう。それでは次に、官僚機構の問題とは別に、「国有化」政策の経済的要因の問題をとりあげることにはしたい。

この点についても、スコットの戦争中の資本蓄積についての研究を手掛かり

26) Jean-Paul Scot, "La 'restraturation de l'État' (juin 1944-novembre 1945)", *Cahiers d'histoire*, n° 20-21, 1977, pp. 179-182.

27) フランス現代史研究会訳「トレーズ政治報告集」第2巻、昭和30年、144-255ページ参照。

28) Jean-Paul Scot, *op. cit.*, p. 185.

としよう²⁹⁾。スコットのこの研究の主眼は、戦争を長期の不況段階（それは過剰蓄積によって把握されている）の内に含める「伝統的解釈」に対して、戦争が過剰蓄積を部分的に解消しつつ長期の回復をもたらす転換点となったという「解釈」を打ち出すことにあると言える。いま、戦争を不況段階に含むか否かは別として、スコットが言う過剰蓄積の部分的解消についてより詳しくみよう。

スコットによればこうである。戦争中の生産量は全般的に低下するが、それは生産財よりも消費財においてより著しかった。そして、かかる生産量の低下にもかかわらず、独占部門＝生産財生産部門では主として労働者の超過搾取によって利潤率は上昇している。これが、スコットのいう戦時中の過剰蓄積の部分的解消の根拠である。スコットは、これを各産業ごとに調べているが、石炭産業については次のように述べている。

すなわち、1938年には石炭産業の設備稼働率は80%でしかなかったが、戦時中の石炭生産は若干増大する。労働者数は1938年から1943年までの間に3%増大し、また労働日も延長されこれが生産性の低下を相殺した。かくして、石炭産業は、実質賃銀の著しい低下、稼働率の上昇、市場の分割によって利潤率をあげた、と。かかる利潤率の上昇をもってスコットは過剰蓄積の解消を言っているとみてよいであろう。

しかし、単に利潤率の上昇をもって過剰蓄積の解消を言うには無理があると思われる。なぜならば、資本蓄積の恐慌からの回復は、技術革新と結びついていることは一般に認められていることであるし、戦時中設備更新がなされなかったことはスコットも認めているからである。また、生産性の低下もすでにみたところである。しかも、実質賃銀の低下は消費財部門の生産回復を遅らせ、生産財部門を経由しても石炭市場の回復を遅らせると考えられるからである。

従って、超過搾取による利潤率の上昇をもって過剰蓄積が解消されるとすることは疑問が残るが、さらに、スコットの研究は次の点をみすごしているよ

29) Jean-Paul Scot, "Essai sur le mouvement de la production, du profit et de l'exploitation en France de 1939 à 1945", *Cahiers d'histoire*, n° 16, 1976.

うに思われる。シュノの指摘をかりれば、「戦争により5年間にわたって需給が窮迫した結果、第1の危機によって引き起こされた事態はいっそう深刻の度を加えた。おりしも、石炭価格は国が決定するところとなったので、請負生産費と販売価格との差額を埋めるために、国は民有の石炭会社に対し『赤字補給金』を支給しなければならなかった」³⁰⁾という点である。すなわち、このような戦時利得の問題を抜きにして、戦時中の利潤率の上昇を語るのは片手落ちであろう。

スコットが述べているようにたとえ戦時中に利潤率の上昇がみられるとしても、前節で述べたように、過剰蓄積の圧力が石炭会社の一定の協調を生み出し、技術革新投資への動因を鈍らせるという傾向が、基本的に戦時中にも働いていたと考えるのが妥当であると思われる。そして、これが正しいとするならば、すでに戦時中に「赤字補給金」という形で公的資金が導入され始めているということは重要な意味をもっている。なぜならば、「国有化」による公的資金の大量の導入も、ドラスチックな変化を伴っているとはいえ、かかる延長線上に位置付けうると考えられるからである。

この意味において、1945年当時に指導的な役割を果たした経済学者達（新古典派、ケインジアン、プラニスト）がほぼ一致して、国家の直接の投資、また「国有化」よりもむしろ、国家による信用の柔軟な利用に戦後復興の鍵を見出ししていたというスコットの指摘は示唆的である³¹⁾。また、石炭産業の国有化法の動機説明にみられる指摘、つまり国は石炭産業の所有者となり、それに直接かかわる管理者とならない以上は、その投資を引き受けることはできないとの指摘は、上記の潮流との対称性においてきわめて暗示的である。

また、シュノが石炭産業の「国有化」について次のように述べている点も参考になる。すなわち、「2度にわたる危機に見舞われた結果、石炭産業は、結局、国有化への道をたどらなければならぬ運命となった」³²⁾と。シュノの言う

30) ベルナール・シュノ、長谷川公昭訳「フランスの国有企業」昭和45年、49ページ。

31) Jean-Paul Scot, "La 'restauration de l'Etat'", *op. cit.*, pp. 192-194.

32) ベルナール・シュノ、前掲書、48ページ。

2度の危機とは、第1の危機が、両大戦間期の平価切り下げに伴う石炭相場の暴落、それに端を発する「経済的危機」であり、第2の危機は、前述の戦時中における石炭需給の窮迫による第1の危機の悪化である。シュノのこの指摘は「国有化」を、両大戦間期の「経済的危機」からのいわば必然的な帰結としてとらえている点で、すぐれていると言わねばならない。しかし、ここに言われている「危機」とは、戦前からの高級官僚であるシュノらしく、国民経済的な視点に立っての石炭産業の「危機」を意味していると言ってよい。従って、資本蓄積とのかかわりで把握されているものではない。

そこで、「国有化」を公的資金の導入の一形態としてとらえ、これが過剰蓄積への傾向とかがわっていると考えた場合、この公的資金と過剰蓄積との関連はいかに把握されうるのだろうか。確かに、一連の「国有化」政策を経て、フランス経済は高成長を遂げたという事実をもって、公的資金が過剰蓄積を解消する、少なくとも一手段として働いたと把握することも可能であろう。しかし、この両者の関連を理論的に問い直す必要があるように思われる。ここでは、かかる関連を問題にしたものとして、また小論で取り扱った現実を素材にしたものとして、フランスのいわゆる「過剰蓄積・減価の理論」をとりあげる。

この理論も論者によって少なからぬ差異が認められるが、その主たる提唱者であるボッカラの理論をみてみよう³³⁾。ボッカラの理論の1つの要点は、資本主義の長期的発展を説明するために、いわゆる利潤率の傾向的低落の法則をさらに現象のレベルに近づけ、理論化することにある。かなり単純化して言うならば、資本の有機的構成の高度化に基づく利潤率の傾向的低落を、より具体的に現象のレベルで把握すれば、それは過剰蓄積という概念で理論化される。そして、過剰蓄積（生産され、実現される利潤に比して、この蓄積された資本が要求する利潤の過剰）は、過剰生産によって周期的に現実に現われる、とするのである。

33) Paul Boccard, *Études sur le capitalisme monopoliste d'État, sa crise et son issue*, troisième édition augmentée, 1977.

しかし、ポッカラの理論のより大きな特徴はむしろ過剰蓄積より、その解決策を意味する対概念、「減価」（資本の一部の利潤要求の低下）にあるといっ
てよい。ポッカラによれば、この「減価」によって他の資本の利潤率の上昇が、
また資本蓄積の再開が可能となる。ここでは、ポッカラの理論を直接の対象と
はしていないので、これ以上の論述は避けるが、以上の2つの概念を前提にし
て、この理論による先の問題の説明をみてみよう。

1920・30年代は長期の過剰蓄積の段階と規定されるが、19世紀末の同様の長
期の過剰蓄積の段階でこの過剰蓄積を解消せしめた「構造的減価」は、29年恐
慌以後、資本の「減価」を妨げるようになり、逆に過剰蓄積を深刻化させる。
ポッカラが特にここで問題にしているのは、独占による価格維持を通じての
「資本の『減価』の凍結」のようである。そして、このことが新たな永続的な
性格を持つ「減価」、すなわち「構造的減価」を生み出す一つの要因となる。
「公的金融」の一形態をなす「国有」企業は、この「構造的減価」の一態様と
して位置付けられるわけである。

一見して明らかのようにポッカラの理論は、資本一般のレベルで論じられて
いる。従って、総資本のレベルでとらえられた資本蓄積という視点から、「国
有化」のいわば経済的必然性を理論化していると言えよう。かかる意味ではシ
ュノの視点を引き継ぎつつ、さらにそれを発展させていると言える。ポッカラ
の理論はそれ自体として検討すべきであろうが、ここでは少なくとも、「国有
化」あるいは「国有」企業というものを、その形式にとらわれずに「公的金融
」の一形態として把握し、これを過剰蓄積とのかかわりでとらえ理論化して
いる点で、すぐれていると言わなければならない。

しかしまた、単に「国有」企業だけでなく、同時に技術革新というものも戦
後フランス経済の高成長を支えたということは否定できないであろうが、この
技術革新という問題がポッカラの言う「構造的減価」とどのようにかかわって
いるのだろうか？ 少なくとも、このような疑問は残る。

小論では、石炭産業を素材にして「国有化」の経済的要因を考察してきたが、

かかるポッカラの見解に立てば、一産業のみを素材にしてその「国有化」のいわば経済的必然性まで論じることは困難であろう。しかし、少なくとも、「国有化」以前の石炭産業においては過剰蓄積への傾向が支配していて、そのもとで技術革新投資の鈍化がみられたこと、このことが直接的な石炭産業「国有化」の経済的要因となったことは確かであろう。換言すれば、「国有化」が何故ある特定の領域で現われたのかは、その個別の産業において過剰蓄積がどのように作用したのかをもって明らかとなると考えられるのである。

結びにかえて

これまでの通説においては、フランスの戦後改革期の「国有化」を、当時の政治状況を反映したいわば民主主義的改革ととらえ、その政治保守化過程で、「変質」あるいは「機能転化」を遂げ、現代資本主義の「生産力の支柱」あるいは「生産力再編の基礎」となった、という理解が一般的であったように思われる。そして、このことは確かに、第1節で述べたように民主主義的管理の形骸化過程をみる限り、当を得た指摘であろう。

しかし、「国有化」以前の資本蓄積の状態から、この「国有化」をとらえた場合、それは公的資金の導入の一形態ととらえることができるのではないだろうか。かかる視角からするならば、戦後改革期フランスの「国有化」とは、いわば一つの経済的必然性をもって現われたものとして、また、当時の政治的状况によってかかる形態を与えられたものとして把握することが可能となるであろう。ここに産業政策としての「国有化」政策の根拠面における新しい視角を見出すことができるのである。

(1985年3月4日)